

東京官公庁剣道連盟第62回剣道大会要項(案)

*大会は、令和6年9月1日全剣連「感染予防ガイドライン」に準拠し行なう。

1. 主 催 東京官公庁剣道連盟
2. 後 援 一般財団法人 東京都剣道連盟
3. 日 時 令和 8年 6月21日(日)8時 10 分入館、9時 30 分開始
4. 場 所 東京武道館 電話 03-5697-2111
〒120-0005 足立区綾瀬三丁目 20 番1号
交通:地下鉄千代田線・綾瀬駅下車徒歩5分
5. 出場資格 加盟団体に所属し、東京都内に所在する官公署に勤務する者とする。
但し、剣道を専門とする者(特別練習生等)を除く。
(選手は、個人試合・団体試合に出場できる)

【大会出場及び運営にあたって】ガイドライン参照

以下に該当するものは、大会に参加することを控えること。

- ① 体調が良くない場合、体調が普段と異なる場合(症状がなくても感染している場合があるため)
- ② 発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合。
- ③ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合も慎重に判断すること。
・基礎疾患がある者は、あらかじめ主治医の了解を得ること。

【入場にあたって】 行事前の感染対策

- ① 手洗い、アルコール等による手指の除菌を行なう。
- ② 更衣室を使用する場合は密集を避け、換気を行なう。
・男子の更衣は、第一武道場、第二武道場(和室以外) 及び 1 階更衣室(荷物を置かない)とする。
・女子更衣室は、第一武道場和室、第二武道場和室及び 1 階更衣室(荷物を置かない)とする。
いずれも密集状態にならないように配慮する。
- ③ 施設に入場する時、密にならないようにする。
- ④ 選手並びに関係者(駐車受付、誘導の係員)は、マスク着脱は任意とする。

【大会々場内での留意事項】 剣道の実施にあたって

- ① 面を付けて剣道を行なう際には、飛沫の飛散防止等のため、口の部分を覆うシールドもしくは、面マスクを着用する。
- ② 大会審判員のマスクやシールドの着用は不要とする。
- ③ 入場口のアルコール除菌液で手指消毒を行うこと。
- ④ 場内では、大きな声で会話や応援等をしないこと。
- ⑤ 第二道場は、個人戦選手を先に優先し準備体操等行なう。開会式後は、団体戦選手も使用できる。

6. 受 付 8時30分から大道場南口側にて受付を行う。
7. 入 館 係員は、8時集合し同時に入館し会場設営の準備を行う。
選手は、8時10分入館、8時30分頃受付開始とする。
8. 試 合 試合は、全日本剣道連盟、試合・審判規則に及び同細則、及び令和6年9月1日施行の剣道試合・審判・運営用要領に準拠し行う)
 - (1) 個人試合(申込み時の段位とする)
 - 1) 出場人員
ア 男子は、3段以下及び4段以上の部とし、参加人員をそれぞれ3人までとする。

イ 女子は、段位に制限を設けず参加人員を3人までとする。

2) 試合時間及び勝敗

- ・個人戦の試合は、3分間3本勝負とする。時間内に勝敗が決しない場合は、2分間の延長戦を行う。延長戦でも勝負が決しない場合は、判定により勝負を決する。
- ・但し、決勝戦は、3分間3本勝負とし時間内に勝負が決しない場合は、延長戦を2分間ずつ区切り勝敗の決するまでとする。
- ・延長戦は、2回行っても勝敗が決しない場合、主審は試合者の状態を確認して休息を入れる等の対策を取り、次の延長戦に入る。以降同様に行う。

(2) 団体試合

1) 出場団体は、2チームまで出場できる。

2) 編成

① 1チーム五人制とする

② チームの編成は、段位に関係なく自由とする。(変更申込後に欠員が生じた場合、当日その者との変更手続きをする。)

③ 選手は、段位・称号の制限を行わない。

3) 試合時間及び勝敗

- ・団体戦の試合は、3分間3本勝負とし、時間内に勝敗が決しない場合は引き分けとする。
- ・団体戦の勝敗は、勝者の数によって勝敗を決する。勝者が同数の場合は、総本数の多い方を勝ちとする。総本数が同数の場合は、代表者戦によって勝敗を決する。
- ・代表者戦は、3分間1本勝負とし、時間内に勝敗が決しない場合は、延長戦を2分間ずつ区切り勝敗の決するまで行なう。延長を2回行っても勝敗が決しない場合、主審は試合者の状態を確認して休息を入れる等の対策を取り、次の延長に入る。以降同様に行う。

4) 監督は、大将が兼ね変更受付終了後のメンバーの変更は認めない。(試合当日の変更は、止むを得ない理由によるものとし作戦上のメンバーの入れ替えの変更は受け付けない。)

10. 表彰

個人試合、優勝、二位、三位(2名)までとする。入賞者には、メダルの授与を行う。

団体試合、優勝、二位、三位(2チーム)までとする。入賞者には、メダルの授与を行う。

団体優勝チームに、優勝旗の贈呈を行なう。(次回大会返還)

東京都剣道連盟杯の贈呈を行なう。

団体試合の決勝、準決勝戦の中から最優秀選手1名を表彰する。

前年度、団体の部優勝チームにレプリカの贈呈を行なう。

11. その他

- (1) 選手は、名札(所属・姓名)を必ず着用のこと。(名札の無い選手は、試合が出来ない)
- (2) 剣道試合審判細則第二条1項抵触する安全性を損なう竹刀の使用を禁止する。
- (3) サポーターの使用は、あくまでも医療用とし目的外の使用を禁ずる。(審判主任の許可を得る)
- (4) 大会当日に、故意または、不注意により施設に損害を与えた場合、加害者は賠償の責任を負うものとする。
- (5) 入館は、下足をビニール袋等に入れてからとすること。(ビニール袋は、連盟でも用意する)
- (6) 参加者にはプログラム、年会費及び大会参加料の領収書を配布する。役員、審判、係員の昼食の用意は連盟です。
(選手の弁当は、各団体又は、個人で用意する)

- (7) 選手全員に当日の傷害保険加入をする。試合実施中に障害が発生した場合、救護室で応急処置を行い記録書に必要事項を記入する。また、救急車は武道館から要請を行うものとする。病院等での治療費は本人負担とする。(健康保険証を持参する)
- (8) 武道館地下の駐車場は、イベント毎に少数台数の割当があるが出来るだけ交通機関を利用する。(地下鉄千代田線・綾瀬駅下車徒歩5分)
- (9) 本大会は、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間一般の見学者の入場はできません。
- (10) 弁当・ペットボトル等の用済みの塵は、各自持ち帰りにご協力ください。
- (11) 大会終了後は、速やかに施設から退場してください。

以 上

【参 考】 大会参加者は、ご確認下さい。

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法の取り扱い及び「剣道試合・審判・運営要領の手引き」の改訂について全日本剣道連盟は、今後の「暫定的試合審判法」による試合運営の恒久化を図るため「剣道試合・審判・運営要領の手引き」を改訂し2024年9月1日から実施しております。

1. 剣道試合・審判規則第1条(規則の目的)には、「剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公平に審判する」とある。従って、審判は第1条を基本にして、試合・審判の諸情報や手続きに従って措置することになる。例 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
2. 攻防や打突行動の中で相手と接触した場合、接触した瞬間の引き技や体当たりからの技(発声を含む)を積極的に出す。また、「つば(鏢)競り合い」になった場合は、技が出ない時には速やかに積極的に分かれる。試合者は、審判員の「分かれ」や「止め」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
3. 「つば(鏢)競り合い」解消に至る時間は、およそ「一呼吸(目安としておよそ3秒)」とする。
4. 相互に分かれようとしている途中で技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。一方が分かれようとしている時に追い込んで打突する行為や、分かれようと見せかけて打突する行為は反則を適用する場合がある。また、分かれる途中で相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「押さえつけたり」「逆交差」をしない。(審判員は、状況や原因を踏まえた上で合議により判断する)
5. 試合者は、分かれる場合は剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。(直ちに打突出来ない間合いで相互に中段の構えをとる)
6. 分かれる場合は剣先を開いたり下げて分かれぬ。
7. 「つば(鏢)競り合い」を解消する場合は双方がバラバラに下がる。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば(鏢)競り合い」から鏢と鏢で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。
8. マスクの着用
選 手： 試合中は、シールドの着用又は面マスクの着用をする。
審判員： 審判中は、マスクを着用しない。但し、控え席でのマスク着用は個人の判断とする。

以 上